



いつもお世話になっております。事務所だよりの4月号をお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 税源移譲（国から地方へ）

平成19年1月から税金計算の根本である税率が変更され、国税は低くなり、その分だけ地方税が高くなります。これが地方分権の第一段階の始まりです。

今まではいったん国が税金を徴収し、その後、国から地方公共団体に地方交付税として財源が配分されていました。今後は地方公共団体が、県民・市民から徴収した地方税を主体として財政を賅っていくことになるようです。

その結果、各地で市町村合併が相次ぎ、また破綻するところも出てきています。

ただし、私たちが負担する税金の総額は、国に納付するのか地方に納付するのかの違いだけです。変わりはありません。是非とも有効に活用して頂きたいですね。

### 1. いつからどのように変わるのか？

#### (1) 給料をもらっている方

所得税は平成19年1月から減少

住民税は平成19年6月から増加

既に、給料から天引きされている源泉徴収税額が減少していると思います。

ただ、その減少分は6月からの住民税の増額分のため、総額として税金が減ったわけではありません。

#### (2) 個人で事業や不動産の賃貸をされている方

所得税が減少しているのを確認できるのは、来年の確定申告の時になります。

住民税は上記同様に平成19年6月から増加します。

**(注) ただし、給与所得の方及び事業所得等の方ともに、課税所得金額が1000万円を超える場合には、所得税が増加し、住民税が減少することになります。**

### 2. 夫婦と子供2人の場合を確認してみます。

給与収入	税源移譲前 (単位:円)			⇒	税源移譲後 (単位:円)			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	0	9,000	9,000		0	9,000	9,000		0円
500万円	119,000	76,000	195,000		59,000	135,500	195,000		0円
700万円	263,000	196,000	459,000		165,500	293,500	459,000		0円
1000万円	688,000	442,000	1,130,000		590,500	539,500	1,130,000		0円

夫婦と子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

### 3. 新税率表

#### 所得税率

課税所得	税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1800万円以下	33%
1800万円超	40%

#### 住民税率

課税所得	税率
一律	10% (市区町村民税 6%) (都道府県民税 4%)